

## 年金積立金管理運用独立行政法人の見直しについて（メモ）

### 【基本的な考え方】

年金積立金の運用について、安全な運用を基本としつつも、保険料負担の増加を抑制し、給付水準の低下を回避する観点から、市場動向に応じて機動的な運用を行うなど、より効率的な運用に努めるべきではないか。

（参考）厚生年金保険法第79条の2、国民年金法第75条

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う。

### a) ポートフォリオの機動的な運用

- 短期的な市場動向の予測を基に、ポートフォリオを随時見直すべきではないか（現行はポートフォリオの検証は年1回で、短期的な市場動向の予測は考慮せず）。
- 現行の中期目標で絶対的な目標（実質的な運用利回り（平成16年財政再計算においては賃金上昇率を1.1%上回る運用利回り）を確保すること）を設定している以上、賃金上昇率の動向によって、ポートフォリオを随時見直すべきではないか。

### b) 運用受託機関及び投資先の監視

- 運用受託機関の選定について、現行は原則3年ごとに見直しているが、より頻繁に見直すべきではないか。
- 委託手数料の水準について世間相場を勘案し、随時引き下げ交渉を行うべきではないか。
- 株主議決権の行使について、現行は運用受託機関の判断に委ねているが、具体的な行使基準を定めるべきではないか（地共済では具体的な行使基準を設定。株主として議案に反対した割合は地共済21.5%、GP I F10.5%）。

### c) 運用委員会の在り方

- 運用委員会（委員 11 人以内。厚生労働大臣が任命）について、
  - ・ 責任の所在を明確にする観点から、ポートフォリオの策定・変更は運用委員会が決定すべきではないか（現行はポートフォリオの策定・変更は運用委員会の議を経た上で法人が決定）。
  - ・ 識見の高い人材を確保する観点から、委員の報酬を引き上げるべきではないか。
  - ・ 市場動向の予測を適切に行い、運用状況の監視を強化する観点から、より頻繁に会議を開催すべきではないか（20 年度においては 9 回開催）。
  - ・ 審議の透明性を確保する観点から、議事録を公表すべきではないか（現行は発言者を伏せた議事要旨を公表）。
- 法人の役職員に専門的な知見を有する者を積極的に登用すべきではないか（現在の理事長は日銀OB、理事は厚生労働省からの出向。職員 76 人のうち旧法人からの移行者 43 人、独法化後の採用者 24 人、厚生労働省等からの出向者 8 人、日銀からの出向者 1 人）。